

## 臨時ごみに関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、交野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(以下「条例」という。)と、交野市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則(以下「規則」という。)に関し、臨時ごみの処理について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 一般家庭から排出されるごみ等の定期収集、運搬及び処分を除いた、粗大ごみ・有料粗大ごみ・資源ごみを臨時ごみという。

### (申込み)

第3条 臨時ごみの申込みは、環境事業課への電話か環境事業所窓口での受付とする。また、聴覚障がい・言語障がい等の方はファックスでの申込みもできることとする。

2 申込みは、収集希望日の1ヶ月前から前日(月曜日に収集希望の場合は前週の金曜日)の16:00までとする。

3 申込みをした後に申込み内容の変更や、取り消しをする場合は、遅滞なく、その旨を環境事業課に連絡しなければならない。

### (受付件数)

第4条 臨時ごみの受付件数は、一日あたり5件を上限とする。

### (収集日・収集時間)

第5条 臨時ごみの収集日は、月曜日・火曜日・木曜日とする(祝日可・年末年始は除く)。但し、特別の事情があると交野市が認めた場合はこの限りでない。

### (収集時間の連絡)

第6条 臨時ごみの収集時間は、収集日前日(月曜日が収集日の場合は前週の金曜日)の16:00以降に連絡することとする。収集時間の指定はできない。

### (臨時ごみ収集)

第7条 臨時ごみの収集にあたっては下記のとおりとする。

1. 臨時ごみの排出場所は原則、排出者宅前とする。団地は階段下、マンシ

オン等共同住宅はごみステーションとする。但し、地形などによっては交野市が指定する排出場所とする場合もある。

2. 臨時ごみの収集には立会人が立会いのうえ収集する。
3. 粗大ごみ等の数え方については、規則第11条に定める。

(臨時ごみ手数料)

第8条 臨時ごみの収集、運搬及び処分の手数料については次の各号に定める。

1. 手数料の徴収時期及び徴収額は、条例第15条と規則第12条第1項1号と4号に定める。
2. 有料粗大ごみ等の手数料額は規則第12条の2に定める額とする。

(領収証書の交付)

第9条 納入義務者から現金の納付を現金分任出納員又は現金取扱員が受けたときは、納入通知書兼領収証書(交野市財務規則第24号様式)を交付する。

(臨時ごみ手数料の減免)

第10条 臨時ごみ手数料については、規則第13条に該当する場合は減額し、又は免除することができる。

(臨時ごみで収集できないもの)

第11条 臨時ごみで収集、運搬できないものは規則第12条の2に掲げる特別有料品目、条例第13条及び条例第14条にかかる処理困難物、特定家庭用機器再商品化法対象品目(家電4品目)、パソコン等とする。但し、特別の事情があると交野市が認めた場合はこの限りでない。

(細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。